

## 内閣府本府政策評価基本計画の見直しの方向性（案）

## 1. 現状と課題

## (1) 計画期間と評価の重点化について

- ・ 令和2年の第7次基本計画策定時に、計画期間を従来の3年から5年に変更した。
- ・ また、政策評価体系に基づき事後評価を行う全ての施策について評価方式を実績評価方式に統一するとともに、5年に1度の複数年度評価とすることとした。
- ・ あわせて、令和元年度時点で 25政策 65施策と細分化されていた施策について、第7次基本計画策定時に 25政策 31施策\*と政策体系の整理を実施した。（参考資料1参照）
  - ※ 令和6年度時点では、28政策 32施策
- ・ その結果、1年度当たりに評価を実施する施策が平均して6施策となり、重点的に評価を実施することができている。

## (2) 事前分析表、政策評価書等について

- ・ 第7次基本計画策定時に、EBPMの観点も踏まえ、従来作成していた事前分析表に加えて、可能なものについてロジックモデルを作成することとした。
- ・ 政策評価体系に記載されている全施策についてロジックモデルが作成されている一方で、事前分析表及び政策評価書については記載事項が多く、政策の検討に活用されているとは言えない状況にある。

## (3) 行政事業レビューとの連携について

- ・ 事前分析表に対応するレビューシートの事業番号を記載することにより連携を図っているものの、作業に重複感がある。

## (4) 政策評価基本方針への対応について

- ・ 令和5年3月に政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）が改正されており、これを踏まえた基本計画を策定する必要がある。

(参考) [政策評価に関する基本方針](#)

## 2. 第8次基本計画の方向性

### (1) 計画期間と評価の重点化について

- ・ 計画期間は引き続き5年とする。
- ・ 政策評価体系に基づき事後評価を行う全ての施策について、実績評価方式により、5年に1度の複数年度評価を実施とすることを原則とする。

その上で、基本方針において、政策の特性等に応じて合目的的に適切な方式を用いること、評価の方式の不断の見直しを行うものとしてとされていることも踏まえ、政策の特性に応じた評価方式による評価を行うことも可能とする。

(例) 大綱等に係る施策について、大綱等の策定プロセスにおいて収集した情報を活用した評価

- ・ 評価実施年以外は事前分析表の更新を行う。(モニタリング)
- ・ 施策については現行の枠組みを維持しつつ、一部の施策(経済政策等)について再整理を行う。

### (2) 事前分析表、政策評価書等について

- ・ 引き続き、ロジックモデル、事前分析表を作成する。
- ・ 基本方針において、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進するとされていることを踏まえ、意思決定過程や施策の概要説明での活用が図られるよう、各資料の様式について見直しを行う。(資料2様式案参照)

### (3) 行政事業レビューとの連携について

- ・ 事前分析表の一部に行政事業レビューシートを活用するなど更なる連携を図る。

### (4) 政策評価基本方針への対応について

- ・ 上記に加え、基本方針の趣旨が反映されるよう記載を見直す。

以上